

令和4年第3回浅川町議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年6月9日（木曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長提案理由の説明
（報告第1号～第4号、承認第3号～第6号、議案第26号～第31号）
日程第 4 議員提案理由の説明
（発議第3号）
日程第 5 請願の処理
（請願第2号～第4号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	菅野朝興君	2番	兼子長一君
3番	会田哲男君	4番	木田治喜君
5番	岡部宗寿君	6番	渡辺幸雄君
8番	須藤浩二君	9番	上野信直君
10番	角田勝君	11番	金成英起君
12番	水野秀一君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	小池大介君
教育長	真田秀男君	総務課長	岡部真君
企画商工課長	坂本克幸君	農政課長	生田目源寿君
建設水道課長	生田目聡君	会計管理者兼 税務課長	我妻美幸君
保健福祉課長	佐川建治君	住民課長	関根恵美子君

教 育 課 長 高 野 喜 寛 君

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田 子 広 子 主 事 生 方 健 人

開会 午前 9時00分

◎議長開会挨拶

○議長（水野秀一君） 改めまして、おはようございます。

令和4年第3回浅川町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、公私ともに何かとご多忙の折、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会に町長から提出された議案については、専決処分の報告及びその承認についてが8件、条例の一部改正が4件、令和4年度各会計補正予算が2件、人事が1件、合計15議案となっております。このほか、議員発議等が2件、請願が3件提出されております。また、一般質問は10人で31項目となっており、会期を本日より13日までの5日間とする予定であります。

議員の皆様におかれましては、議案内容をよく理解され、町民の負託に応えられますよう特にお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

◎町長招集挨拶及び行政報告

○議会事務局長（田子広子君） 町長招集に当たっての挨拶及び行政報告。

〔町長 江田文男君登壇〕

○町長（江田文男君） 改めて、おはようございます。

令和4年第3回定例会を招集しましたところ、議員の皆様には全員ご出席いただき、誠にご苦労さまです。

議案等は、ただいま議長から説明があったとおりで、繰越明許費繰越しの報告、専決処分の報告及びその承認について、条例の一部改正、補正予算、人事案件を提案しております。

慎重審議くださいますことをお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。

引き続き、行政報告を申し上げます。

1点目につきましては、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

ワクチン接種の状況につきましては、配付資料のとおりであります。今後、4回目の接種等に向けて、適時適切に対応してまいります。

2点目につきましては、国の物価高騰等総合緊急対策についてであります。

4月に決定された国の緊急対策において、地方創生臨時交付金の拡充等が盛り込まれたところであり、町といたしましても町民の生活支援等に有効活用すべく、今回の6月補正予算に関連事業を計上しております。

3点目につきましては、3月16日に発生した福島県沖地震についてであります。

浅川小・中学校等の文教施設で一部被害がありましたが、速やかな応急復旧に取り組んだほか、県の予算措置を踏まえ、一部損壊以上の被害を受けた住宅修理を支援するため、4月27日付で関連予算を専決処分いたしました。

なお、軒天や窓ガラスの落下があった勤労者体育センターについては、現在利用を停止しておりますが、復旧に係る設計費を6月補正予算に計上し、引き続き復旧に向けて適切に取り組んでまいります。

4点目につきましては、浅川中学校建設事業についてであります。

今年度予算計上しております浅川中学校施設整備実施設計委託については、昨年度基本設計業務を委託した福島県建築設計協同組合と5月31日付で契約を締結いたしました。

また、浅川中学校敷地造成等設計業務委託については、5月31日に入札を執行し、落札した株式会社藤建技術設計センターと6月6日付で契約を締結いたしました。

なお、用地取得についても地権者2名の方と契約を締結し、農地転用等の準備を進めているところであります。

以上、報告申し上げます。

◎開会及び開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第3回浅川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（水野秀一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

10番 角 田 勝 君

11番 金 成 英 起 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（水野秀一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期及び日程について、事務局に朗読させます。

事務局長、田子広子君。

〔議会事務局長（田子広子君）朗読〕

○議長（水野秀一君） 本定例会のため、去る6月1日に議会運営委員会が開催されております。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、金成英起君。

〔議会運営委員長 金成英起君登壇〕

○議会運営委員長（金成英起君） おはようございます。

令和4年第3回浅川町議会定例会に当たり、去る6月1日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案される案件は、専決処分の報告及びその承認についてが8件、条例の一部改正が4件、令和4年度各会計の補正予算が2件、人事が1件、合わせて15議案であります。

このほか議員発議等が2件、請願が3件となっており、これらを審議するため、本日6月9日から6月13日までの5日間の会期とすることになった次第であります。

日程については、本日は提案理由の説明、請願の処理、10日は一般質問、13日に議案の審議を行う予定であります。

次に、一般質問に当たっては、質問者が10名で31項目となっております。今までと同じように、前置き短く、明瞭かつ簡潔に行いながら、建設的立場で議論し、円滑かつ効率的な議会運営に特段のご協力をお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（水野秀一君） 本定例会の会期は、本日から13日までの5日間にしたと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から13日までの5日間に決定しました。

なお、審議の状況によっては日程の追加、繰下げをしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、審議の状況によっては日程の追加、繰下げをすることに決定しました。

議案については、事前に配付されておりますので、会議規則第38条に基づき朗読を省略いたします。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

報告第1号 令和3年度浅川町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和3年度一般会計歳出予算の中で翌年度に繰越しして使用する歳出予算の経費について、同条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） それでは、補足説明いたします。

議案書の1ページをご覧くださいと思います。

令和3年度浅川町一般会計繰越明許費繰越し計算書をご覧くださいと思います。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 報告第2号 令和3年度浅川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和3年度公共下水道事業特別会計歳出予算の中で翌年度に繰越しして使用する歳出予算の経費について、同条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、補足説明を申し上げます。

令和3年度浅川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越し計算書をご覧ください。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 次に、報告第3号 令和3年度浅川町公共下水道事業特別会計事故繰越しの報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、地方自治法第220条第3項の規定により、令和3年度公共下水道事業特別会計歳出予算の中で翌年度に繰越しして使用する歳出予算の経費について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 補足説明を申し上げます。

令和3年度浅川町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越し計算書をご覧ください。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎報告第4号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 報告第4号 令和3年度浅川町上水道事業会計予算繰越し計算書についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和3年度上水道事業会計予算を翌年度に繰越しして使用するため、同条第3項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 補足説明を申し上げます。

令和3年度浅川町上水道事業会計繰越し計算書をご覧ください。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎承認第3号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 承認第3号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、浅川町税条例等の一部を改正する条例を令和4年3月31日付で専決処分いたしましたのでご報告申し上げ、その承認をお願いするものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） それでは、補足説明をさせていただきます。

新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の1ページをご覧ください。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎承認第4号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 承認第4号 専決処分の報告及びその承認について（令和3年度浅川町一般会計補正予算（第12号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和3年度一般会計予算に歳入歳出それぞれ5,108万1,000円を追加し、総額を40億6,467万1,000円としたものであります。

繰越明許費につきましては、新たに大草集会所前の排水路改修事業を追加し、4件については変更したものであります。

地方債につきましては、2件の起債額を変更したものであります。

以上の内容については、令和4年3月31日付で専決処分をいたしましたのでご報告を申し上げ、その承認をお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、町税で718万4,000円の増、地方消費税交付金1,657万2,000円の増、地方交付税4,942万6,000円の増で、いずれも交付額の確定によるものであります。

国庫支出金1,674万3,000円の減は、住民税非課税世帯への臨時特別給付金事業費の確定による国庫補助金の減が大きな要因であります。

次に、歳出につきましては、住民税非課税世帯への臨時特別給付金事業など国庫補助金の実績による減や、石川地方生活環境施設組合分賦金が確定したための減のほか、財政調整基金に1億5,000万円を積み立てるものです。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） それでは、補足説明いたします。

右下に3月専決と記載されている令和3年度浅川町一般会計特別会計補正予算書並びに予算説明書をご覧ください。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎承認第5号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 次に、承認第5号 専決処分の報告及びその承認について（令和3年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和3年度浅川町公共下水道事業特別会計予算中、社会資本整備総合交付金事業として実施している背戸谷地地内の下水道管渠埋設工事3件及び関連する委託費1件の繰越額確定により、補正前の6,625万2,000円から1,796万8,000円を減額し、繰越明許費を4,828万4,000円に補正したものであります。

以上の内容については、令和4年3月31日付で専決処分をいたしましたのでご報告を申し上げ、その承認をお願いするものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎承認第6号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 承認第6号 専決処分の報告及びその承認について（令和4年度浅川町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、本年3月16日に発生した福島県沖地震により被災した住宅に対し、災害救助法に基づく住宅の応急修理及び被災住宅修理支援費用について、令和4年度一般会計予算に歳入歳出それぞれ165万円を追加し、総額を33億5,165万円とするため、令和4年4月27日付で専決処分をいたしましたのでご報告を申し上げ、その承認をお願いするものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、補足説明を申し上げます。

さきに配付の令和4年度補正予算で、右下に4月専決と表記されているものをご覧いただきたいと思います。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第26号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第26号 浅川町議会議員及び浅川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、公職選挙法施行令の一部が本年4月6日に改正され、国政選挙における選挙公営限度額が引き上げられたことに併せ、浅川町議会議員及び浅川町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） では、補足説明いたします。

新旧対照表をまずご覧いただきたいと思います。新旧対照表につきましては、23ページでございます。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第27号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第27号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和4年度の浅川町国民健康保険税本算定により、浅川町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） それでは、補足説明をさせていただきます。

新旧対照表でご説明させていただきます。新旧対照表の27ページをご覧くださいと思います。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） では、私のほうから国民健康保険税の本算定の資料を基に、本算定について詳細に、ちょっと長くなりますけれどもご説明させていただきますと思います。

保健福祉課資料ナンバー1の国民健康保険税本算定資料をご準備ください。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時50分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第28号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第28号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、昨年の改正に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免について、終了期限を令和4年3月31日から令和5年3月31日までに延長するため、条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第29号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第29号 浅川町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、介護保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免について、終了期限を令和4年3月31日から令和5年3月31日までに延長するため、条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第30号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第30号 令和4年度浅川町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、主に現下の物価高騰に対する国が定めた総合緊急対策に関する事業費用、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種費用について、令和4年度一般会計予算に歳入歳出それぞれ1億5,744万3,000円を追加し、総額を35億909万3,000円とするものであります。

補正の主なものについて申し上げます、提案理由といたします。

歳入について申し上げます。

国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額4,614万1,000円が令和4年4月28日に示されたことに加え、令和3年度繰越し分の4,600万円を合わせた9,214万1,000円、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業150万円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費1,440万円を新規計上、新型コロナウイルスワクチン接種事業2,327万円を追加計上しました。

県支出金では、中根袖山地区の農業水路等長寿命化防災減災事業補助1,280万円を追加計上しました。

繰入金では、財政調整基金1,000万円の増です。

歳出について申し上げます。

総務費では、福島県への派遣職員の日額旅費157万4,000円を新たに計上し、民生費の社会福祉費は令和4年度に新たに住民税非課税世帯となった方に1世帯当たり10万円を支給する臨時特別給付金事業費1,253万円を追加計上、児童福祉費は低所得の子育て世帯に1人当たり5万円支給する生活支援特別給付金事業費211万円を新たに計上しました。

衛生費の予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業関係費2,327万円を追加し、労働費では勤労者体育センターへの修繕設計業務委託費165万円を新規計上しました。

農業費では、農業振興費で燃料・肥料高騰対策として農業者へ給付金を支給する事業費1,022万5,000円を新規計上し、農地費では中根袖山地区の排水路改修事業費2,000万円を追加しました。

商工費では、物価高騰に直面する町民への生活支援として、町民全員へ1人当たり7,000円の商品券を配布

する事業費4,676万6,000円、観光費では城山公園のトイレ改修事業費1,815万円を新たに計上しました。

教育費では、学校給食センター費で、給食食材の物価高騰対策として、給食費補助金354万円を計上しました。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） では、補足説明いたします。

まず初めに、A4の1枚物で、右上に令和4年第3回定例会総務課資料1と書いてある令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてをご覧くださいと思います。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第31号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第31号 令和4年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和4年度国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ249万3,000円減額し、総額を6億6,738万4,000円とするものです。

歳入では、国民健康保険税で249万3,000円の減、県支出金で200万円の減、繰入金で600万円の増、繰越金で400万円の減となります。

歳出では、国民健康保険事業費納付金の医療給付分で290万円の減、後期高齢者支援金等分で139万5,000円の減、介護納付金分で180万2,000円の増、いずれも国民健康保険税本算定に伴い補正が生じたものです。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、予算書の24ページをお開きください。

この補正予算につきましては、5月27日に開催されました国民健康保険事業に関する運営協議会において、町長が諮問し、審議され、協議会会長より決定すべきものと認める答申をいただいたことをまずご報告申し上げます。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

◎発議第3号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 日程第4、議員提案理由の説明を行います。

発議第3号 原子力損害賠償に係る中間指針等の見直しを求める意見書提出についてを議題とします。
提出者の趣旨説明を求めます。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、意見書案を読み上げさせていただき、若干補足としてご説明申し上げたいと思います。

最高裁判所は、東京電力福島第一原子力発電所事故で被災した住民が原状回復や損害賠償をもとめて起こした集団訴訟において、本年3月、東京電力による上告を退ける決定を下した。

東京電力は、原子力損害賠償紛争審査会が定めた「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」及びその追補（以下「中間指針等」とよぶ）に基づいて被害者への賠償を行っているが、全国各地で提起されている約30件の福島第一原発事故に関する損害賠償請求の集団訴訟においては、中間指針等の定める水準を超える内容の損害賠償が認められるかが主な争点となっている。

今回の最高裁決定により、福島（3件）、前橋、千葉、東京の各地方裁判所に提起された6件の集団訴訟について、各控訴審判決が確定することとなった。これらは、東京電力に対する請求に関する判断として全国的な先駆けとなるものであるが、いずれも全体として中間指針等の水準を上回る内容の損害賠償を認めるものであった。このことは中間指針等の見直しを行って、福島第一原発事故の被害者の被害回復に向けた取組を一層進める必要があることを示している。

よって国においては、東京電力による福島第一原発事故による被害者への十分な損害賠償が早期に実現されるよう、中間指針等の見直しを速やかに行うよう求める。

こういう意見書の案であります。

若干補足しますと、まず聞き慣れない中間指針なんですけれども、これは損害賠償の範囲を定めた指針の中間の段階での判断という意味でありまして、最終判断ではありません。だから、文科省の管轄の機関がこのぐらいが妥当なんじゃないかということで示したのが中間指針であります。

今回の最高裁の決定で確定した仙台高裁の判決は、この浅川町が属するところの自主的避難等対象区域、この区域では子供や妊婦以外の一般の人たち、これについて中間指針で8万円が妥当だということで、東京電力から皆さんに8万円が支払われたわけでありましてけれども、仙台高裁の判決はそれでは足りない、恐怖や不安を覚えて、放射能を避けるための生活を余儀なくされたということを考えて、賠償額は17万円が相当だということで、差額の9万円を原告に追加賠償しなさいと、こういう判決を下したわけで、これが最高裁によって確定したということでもあります。

ですから、平たく言えば、皆さんが東京電力を訴えて、あと9万円支払えと裁判を起せば、これは必ず勝つという状況にもあります。であれば、裁判を起さなくても、最高裁がもう17万円が賠償額として適切なんだから、これを支払えと言っているんだから、裁判を起ささない人もみんな等しくもらえるようにすべきであ

るということで、この中間指針を見直して、最終指針になるかどうかは分かりませんが、指針の見直しということが今、必要だということになっております。

最高裁決定が下されたときの福島民報の、私は民報しか取っていないのでほかの新聞は分からないんですけども、民報でもこの中間指針の見直し額が不当に低いということになって、中間指針の見直しは急務であるというふうなことが報道されました。

ご質問等があれば受けたいと思いますので、よろしくご審議をいただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

◎請願第2号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 次に、日程第5、請願の処理を行います。

請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書を議題とします。

お諮りします。請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号については委員会の付託を省略することに決定しました。

請願の趣旨について、紹介議員の説明を求めます。

11番、金成英起君。

○11番（金成英起君） お手元の請願書をご覧になっていただきたいと思います。

請願の理由については、この請願の趣旨を読み上げて、それに代えたいと思います。よろしく願いいたします。

いま、地方公共団体には、度重なる自然災害に対する防災・減災や災害復旧の取り組み、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分に対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

これら、諸課題の解決には、地方財政の充実、強化が不可欠となりますので、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に対し、意見書を提出して頂けますようお願いいたします。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 紹介議員の趣旨説明は終わりました。

◎請願第3号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 請願第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を議題とします。

お諮りします。請願第3号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号については委員会の付託を省略することに決定しました。

請願の趣旨について、紹介議員の説明を求めます。

11番、金成英起君。

○11番（金成英起君） お手元の請願書をご覧になっていただきたいと思えます。

請願の理由については、この請願の趣旨を読み上げて、それに代えたいと思えます。よろしくお願いいたします。

東日本大震災から11年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和4年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、9億円が予算化されています。（前年度7億円減）

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和3年3月9日、『「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について』が閣議決定されました。その中で令和3年度から7年度までの5年間を新たな復興期間として「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められています。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

「被災児童生徒就学支援等事業」での「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となりました。今日においても、福島県では、令和3年4月1日時点で約5千6百人（自主避難を除く）もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています（福島県こども・青少年政策課公表）。経済的な支援を必要とす

る子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められます。

福島復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、いきといた支援が保障されるよう、下記事項について強く要請します。

つきましては、下記の通り、令和5年度においても「被災児童生徒就学支援等事業」を継続し、被災児童生徒の就学支援に必要な財政措置を行うよう、関係諸機関に対し意見書の提出により要請することをお願いいたします。

以上であります。審議のほう、よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） 紹介議員の趣旨説明は終わりました。

◎請願第4号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 請願第4号 動物を虐待から守るための法整備を求める意見書提出の請願書を議題とします。

お諮りします。請願第4号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第4号については委員会の付託を省略することに決定しました。

請願の趣旨について、紹介議員の説明を求めます。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、請願書を読み上げて、若干補足の説明をさせていただきたいと思います。

請願趣旨。

国は動物の殺処分を減らし、最終的にゼロを目指す取組みを推進していますが、様々な形で飼い主（個人、団体、業者）による虐待が行われ、動物に苦痛を与え、生命が脅かされている現実があります。中でも、犬猫等の多頭飼育問題は周辺の生活環境に悪影響を及ぼし、社会問題化しています。

警察庁発表の動物虐待事犯の検挙件数は、平成23年から令和2年までの10年間で29件から102件と3倍以上に増加しています。昨年は170件と過去最高となりました。

環境省は「動物虐待ガイドライン」や「多頭飼育対策ガイドライン」を策定し、対策を強化していますが、現行の動物愛護管理法の下では、目の前で苦しんでいる動物を助けてあげたくても飼い主の同意がなければ保護はできません。刑事告発し、令状に基づく差押えであれば一時的に保護することは可能ですが、必要な捜査

が終了すれば飼い主に返還する必要があります。裁判で虐待の判決が出たにもかかわらず、動物は飼い主に返還され、再び虐待や不適切飼育にさらされている現状があります。

虐待を受けた動物を守り、人と動物がともに幸せに暮らせる社会を構築するために、公的機関が強制的に動物の緊急保護を行える法律上の制度が必要です。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国関係機関に意見書を提出されるようお願いします。

請願事項。

動物愛護管理法第44条に違反し、虐待やネグレクト、多頭飼育による飼育崩壊等が認められた場合、飼い主の同意を得ることなく、緊急的に動物を保護できるよう法整備をすることということでもあります。

この請願の土台となったものは、神奈川県議会で可決をされた意見書が基になっています。今、全国的にこの請願が各地方公共団体の議会に提出をされているという状況であります。

耳慣れないネグレクトという言葉が出てまいります。私も辞書で調べましたが、餌とか水を十分与えないで虐待するというこのようでもあります。

動物愛護管理法第44条というのは、罰則でありまして、殺したり傷つけた者は5年以下の懲役、または500万円以下の罰金、虐待を行った者は1年以下の懲役、または100万円以下の罰金等々が規定されている法律であります。

こういう飼い方をした飼い主には、動物を返さないで保護できるような法整備をということで求めたものがあります。よろしくご審議をいただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 紹介議員の趣旨説明は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時44分